

大阪府における放置自動車対策の制度化について（抜粋）

大阪府環境審議会 平成 15 年 12 月 19 日答申

第 3 放置自動車を速やかに処理するための措置

放置自動車を調査した結果、車台番号が削られたりして登録所有者が判明しなかった場合は、施設管理者によって撤去されることになる。その場合には、自動車としての本来の機能を失っており、回復不可能か否かについて確認する必要がある。例えば、道路上に放置された自動車については、道路法に基づく手続きをとる場合、道路管理者等に所有権が帰属するには 6 ヶ月の期間が必要とされている。

この期間を短縮するためには、放置自動車の外観の状態等に基づき、自動車としての本来の機能を失っており、回復不可能か否か等の基準を設け、速やかに「廃自動車」と認定していくことが適当と考える。

統一基準を策定する場合及び、その統一基準により廃自動車として認定することが困難な場合には、自動車等に関する専門的知識を有する者の意見を聴取することが適当と考える。

放置自動車を「廃自動車」と認定したときは、当該放置自動車の処理を行うことができることとすることが適当と考える。

放置自動車を「廃自動車」として認定することが困難なときには、車両情報や告示後の取扱いなどを告示することとし、告示してから 6 か月を経過した日以後において、当該放置自動車を処理することができることとすることが適当と考える。

放置自動車を「廃自動車」と認定するための基準を設け、認定された放置自動車は処理できることとする。

認定が困難な場合は、告示してから 6 か月を経過した日以後において、処理できることとする。